

# 経済統計a:第九回

担当教員 黒田敏史

2009年6月22日

経済統計a:第9回

# 今週の内容

- 労働統計
  - 労働力統計
  - 失業率の実態
  - 賃金統計
  - 労働時間統計

# 今週の内容

- 労働統計
  - 労働力統計
  - 失業率の実態
  - 賃金統計
  - 労働時間統計

# 労働力統計

- 労調は労働力統計の要
  - 労働力調査(労調):労働市場における需給状況を把握
    - 基礎調査票:現状把握のための設問
    - 特定調査票:失業状態の内容の詳細把握
  - 国勢調査・就業構造基本調査
    - 労調に比べて規模が大きい、副業を調べている
  - 職業安定業務統計
    - 職業安定所の書類から作成、有効求人倍率を作成
    - 職安を経由しない就職が6割ある
  - 雇用動向調査
    - 労働者の流動状況を把握
    - 新卒に関しては文科省の就職内定状況調査がある

# 労働力統計

	労働力調査	就業構造基本調査	職業安定業務統計	雇用動向調査
調査期間	総務省統計局	総務省統計局	厚生労働省職業安定局	厚生労働省政策調査部
統計の種類	指定統計	指定統計	業務統計	承認統計
調査周期	毎月	西暦の末尾が2と7の年の毎月	毎月	半年ごと
調査実施日	毎月末	同左	—	第1回: 当年7月 第2回: 翌年1~2月
集計対象期間	毎月末の1週間	就業関連:「普段」の状態	一ヶ月	第1回: 当年1~6月 第2回: 当年7~12月
調査客体	15歳以上の全世帯員	15歳以上の全世帯員	求人事業所、求職者	常用労働者五人以上の事業所への入職・同事業所からの離職者など
調査客対数	約5171万世帯	同左	未公表	入職者数: 約673万人 離職者数: 約685万人
調査数	約1万世帯	約45万世帯	未公表	入職者数: 約8.6万人 離職者数: 約10.7万人
抽出率	0.02%	0.87%	—	1.40%

# 労働力統計

- 就業・不就業状態の把握方法
  - アクチュアル方式(労働力方式): 労調で採用
    - ILOに準拠
    - 特定の1週間において就業しているか否か
  - ユージュアル方式(有職者方式): 就調で採用
    - 戦前から日本で採用
    - 普段の状態として就業しているか否かを判断
      - そのうち、仕事が主なものと仕事に従なものを区別
  - 分析の殆どがアクチュアル方式
  - 2002年以降労調に求職状況調査項目が増加したため、就調の役割は低下

# 労働力統計

- 就業・不就業状態の把握方法
  - アクチュアル方式(労働力方式)
    - 15歳以上人口
      - 労働意欲のある労働力人口
        - » 就業者
          - » 従業者:調査を行った週に仕事を1時間以上したもの
          - » 休業者:仕事を有しているが、調査期間中に仕事をしなかったもの
          - » 完全失業者(a)職が無く、(b)就業可能、(c)求職活動をしているもの
        - 労働意欲のない非労働力人口(火事、通学、その他)

# 労働力統計

- 主要指標

- 労働力率  $\text{労働力率}(\%) = \frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上人口}} \times 100$

- 完全失業率  $\text{完全失業率}(\%) = \frac{\text{完全失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$

- 雇用失業率  $\text{雇用失業率}(\%) = \frac{\text{完全失業者数}}{\text{雇用者数} + \text{完全失業者数}} \times 100$

- 自営業の影響を除くために利用

- 有業率  $\text{有業率}(\%) = \frac{\text{有業者数}}{\text{15歳以上人口}} \times 100$

- 有効求人倍率  $\text{有効求人倍率}(\text{倍}) = \frac{\text{有効求人数}}{\text{有効求職者数}} \times 100$

- 速報性が高く、景気指標として利用されることが多い

- 新規求人倍率  $\text{新規求人倍率}(\text{倍}) = \frac{\text{新規求人数}}{\text{新規求職者数}} \times 100$

- 欠員率  $\text{欠員率}(\%) = \frac{\text{欠員数}}{\text{欠員数} + \text{雇用者数}} \times 100$

$$\text{欠員数} = \frac{\text{翌月への繰り越し求人数} + \text{当月の有効求人数} - \text{当月の求職件数}}{2}$$



# 今週の内容

- 労働統計
  - 労働力統計
  - 失業率の実態
  - 賃金統計
  - 労働時間統計

# 失業率の実態

- 失業定義の問題点

- 労調の失業の要件

- (a)職がない
    - (b)就業可能であること
    - (c)求職活動をしている者

- (a)の問題点

- 1時間でも働けば有職者となり、それだけでは生活が出来ない人も有職者となる(あくまでも有職なだけで、所得水準については何も語らない)
    - テキストには生活費を稼ぐ必要性の乏しい人が完全失業者に分類とされているが、必ず完全失業者になっているわけではなく、こうした人の内上記3条件を満たす人も完全失業者に含まれるという意味

# 失業率の実態

- 失業定義の問題点

- (b)の問題点

- 就業の意思がないにも関わらず、失業保険を受給している人が失業者になる事がある

- (c)の問題点

- 求職活動を(1)人に仕事の依頼をした場合、(2)公共職業安定所に申し込んだ場合、(3)新聞の求人広告に応募した場合、(4)過去に行った求職活動の結果を待っている場合、(5)事業を始めるための資金などを調達している場合、としており、求人雑誌の利用者や求職活動の成果の見込みの低さから求職活動を止めてしまった人が非労働力人口に分類される

# 失業率の実態

- 失業率は実態より低く現れるか？
  - 1980年代に専業主婦の存在等によって完全失業率が低めに出るのではないかという主張があったが、欧米流に定義をしてもさほど変わらないことが判明
    - 調整失業率：米国定義に変えた場合の失業率
    - 標準化失業率：OECDによる国際比較可能な失業率
  - 詳細は、総務省「労働力調査に関するQ&A」を参照のこと  
<http://www.stat.go.jp/data/roudou/qa-1.htm>

# 失業率の実態

- UV分析と均衡失業率

- UV分析

- 縦軸に雇用失業率 $u$ (供給)、横軸に欠員率 $v$ (需要)をプロット
    - 原点に対して右下がりの曲線を描く

- 構造的失業(ミスマッチ)によって上下にシフト

- 45度線のより上方にある方がミスマッチが大きい
    - $u-v$ を需要不足失業率とも呼ぶ
    - 1990年代の欠員率の改善無しに雇用失業率が上昇したのは、ミスマッチの水準が拡大したから？

# 失業率の実態

- 失業状況の深刻度
  - 自発的失業と非自発的失業
    - 完全失業者には自発的失業と非自発的失業があり、景気悪化に伴う非自発的失業に注目する必要がある
  - 失業継続期間
    - 失業してから失業が終了するまでの平均月数
  - 失業頻度
    - 1ヶ月の失業発生数を労働力人口で割った数字
  - その他、追加就業や転職を希望する者の数なども重要
  - 『労働力調査年報』『労働経済白書』など参照(翌週)

# 今週の内容

- 労働統計
  - 労働力統計
  - 失業率の実態
  - 賃金統計
  - 労働時間統計

# 賃金統計

- 賃金水準と賃金制度の統計
  - 毎月勤労統計調査(毎勤)
    - 事業所規模別の賃金、雇用、労働時間を調査
    - 賃金の推移を見るのに適している
  - 賃金構造基本統計調査(賃講、賃金センサス)
    - 事業所、年齢、学歴、規模、産業、地域別の賃金を調査
    - 賃金の構造を見るのに適している
    - 五人以上の事業所に限定されている
  - 就労条件総合調査(2000年にテキストの「賃金労働時間制度など総合調査」から改訂)
    - 30人以上の企業を対象に、賃金制度を決定する各種制度を把握



# 賃金統計

表7.2 主要な賃金統計の概要(改訂)

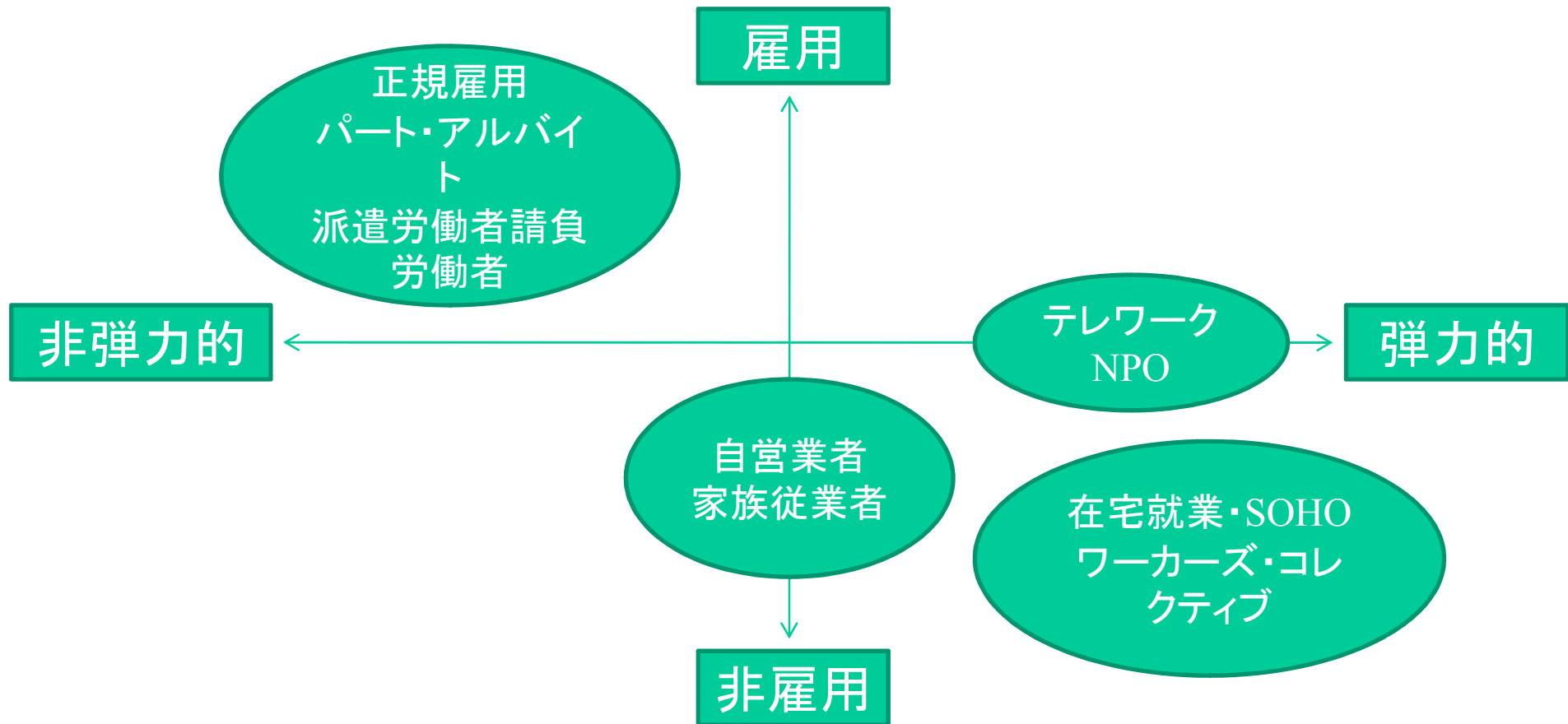
	毎月勤労統計調査			賃金構造基本統計調査
	全国調査	地方調査	特別調査	
調査期間	厚生労働省情報部	同左	同左	厚生労働省統計情報部
統計の種類	指定統計(第7号)	同左	同左	指定統計(第94号)
調査周期	毎月	毎月	毎年	毎年
調査実施日	毎月末	毎月末	当年7月末日	毎年7月
集計対象期間	1ヶ月	1ヶ月	決まって支給する給与: 当年7月 特別に支払われた給与: 前年8月～当年7月	決まって支給する給与: 当年6月 特別に支払われた給与: 前年1月～当年12月
調査業種	農林水産用、公務、その他を除く全産業	同左	同左	同左
調査客体	常用労働者5人以上の事業所	同左	常用労働者1～4人の事業所	
調査客対数	約180万事業所	同左を県別集計	—	—
調査数	約3万3千	同左を県別集計	約2万5千事業所	—
抽出率	1.8%	1.8%	—	—

# 賃金統計

- 「常用労働者」という労働者
  - 常用労働者とは、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者
    - (1)期間を定めずに雇われている労働者
    - (2)1か月を超える期間を定めて雇われている労働者
    - (3)1か月以内の期間を定めて雇われている労働者又は日々雇われている労働者で、11月及び12月の各月にそれぞれ18日以上雇用された者
  - 上記定義に含まれない派遣労働者やアルバイトが存在するため、生産活動に関与した労働者数と調査上の常用労働者が異なる

# 賃金統計

- 一般労働者とパートタイム労働者
  - 就業形態の多様化が進んでいるが、統計は一般・パートタイム別まで



# 賃金統計

- 給与分類
  - 企業の賃金の大きな区分
    - 基本給: 職務の遂行状況に関わらず、退職金の算定基準となる
    - 諸手当: 職務、生活費用、労働意欲、勤務時間などに関連した様々な手当
    - 現物給付(定期券、食券等)は含まれないため、経済学上の賃金とは異なる
  - 現金給与総額(毎月勤労統計調査): 所得税・社会保険料など控除前の現金給与総額
    - 決まって支給する給与
      - 所定内給与: 金額が固定的な部分
      - 所定外給与: 時間外手当、休日出勤手当などの部分
    - 特別に支払われた給与: ボーナスなど
  - 現金給与総額(賃金構造基本統計調査): 所得税・社会保険料など控除前の現金給与総額
    - 決まって支給する現金給与額
      - 所定内給与額: 金額が固定的な部分
      - 超過労働給与額: 時間外手当、休日出勤手当などの部分
    - 年間賞与その他特別給与額

# 賃金統計

- 賃金指数の作成

- 毎勤では現金給与総額指数、決まって支給する給与指数、所定内給与指数の3つの賃金指数が公表されている

- 職種構成を考慮して、職種別人数で加重して総合指数を作成 (w:職種別賃金、n:職種別人数、i:職種、t:比較時点, t=0:基準時点)

- 名目賃金指数 = 
$$\left( \frac{\sum w_{it} n_{it}}{\sum n_{it}} \right) \div \left( \frac{\sum w_{i0} n_{i0}}{\sum n_{i0}} \right) \times 100$$

- 実質賃金指数 = 
$$\frac{\text{名目賃金指数}}{\text{実質賃金指数}} \times 100$$

# 今週の内容

- 労働統計
  - 労働力統計
  - 失業率の実態
  - 賃金統計
  - 労働時間統計

# 労働時間統計

- 毎勤を中心とした労働時間統計
  - 毎勤の月間労働時間数
    - 総実労働時間数：所定内＋所定外
    - 所定内労働時間数：事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の労働時間数
    - 所定外労働時間数：早出・残業、臨時の呼び出し、休日出勤などの労働時間数
      - 好不況を反映するため、景気動向指数の一致系列に採用
  - 労働時間指数の作成方法
    - 総実労働時間指数、所定内労働時間指数、所定外労働時間指数を作成、指数の作成は賃金指数の賃金項目を労働時間に置き換えたもの
  - 大きく異なる労働時間
    - 労調は労働者が回答するためサービス残業が記載されるが、毎勤はそれが含まれない
    - 見なし労働・フレックスタイムの広がりには労働時間の補足を困難に

# 次週の内容

- 直近の労働統計
  - 労働経済白書等を用いて直近の各種データを紹介